

平成18年2月1日

## 偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償について

<とうしん>では、平成18年2月10日の預金者保護法の施行に伴い、同日から個人のお客様の偽造・盗難キャッシュカードによる被害に対する補償を実施いたします。

また、<とうしん>では、従来からカード盗難保険に加入し、偽造・盗難カード被害に対する補償を実施しており、預金者保護法で規定していない被害についても、下記のとおり、引き続き補償いたします。

### 記

#### 1. 預金者保護法に基づくカード被害補償

個人のお客様のキャッシュカード（総合口座を含む。）の偽造・盗難による不正な払戻し被害について補償します。

ただし、お客様のカードの管理状況、暗証番号の管理状況等（お客様の重過失・過失）により、当金庫の補償割合が変わる場合や補償されない場合があります。

#### 2. 預金者保護法の規定以外のカード被害補償

ローンカードの偽造・盗難による被害については、貸越限度額を上限（ただし、貸越限度額が200万円以上の場合は、上限を200万円とする。）として被害の実額を補償します。

偽造・盗難カードの被害のうち、デビットカード利用による被害については、200万円を上限として被害の実額を補償します。

以上